

まちなかの店舗や施設を運営・所有されている皆さまへ

大館市まちなか店舗等
バリアフリー改修促進事業 **新規事業**



お客様や利用者のために バリアフリー改修してみませんか？



段差の解消や、
通過しやすい戸の設置



十分な広さと設備を
確保したトイレ

バリアフリー 改修の例



身障者・高齢者用の駐車場を整備

このほか、
廊下・階段・表示板などについて
バリアフリー改修を行うと・・・



出入口前の手すり付きスロープ



車いすでも使える客席の整備

合計額10万円以上(税抜き)の【設計費+工事費】について

費用の50%(上限50万円※)を補助します！

※ゆとりあるトイレ整備などは、**上限100万円！**

対象施設

不特定多数のかた、高齢者・障害者等
が主に利用する施設で、以下のものが
対象になります。

- ・病院、診療所
- ・高齢者、障害者の福祉施設
- ・物品販売業を営む店舗
- ・ホテル、旅館
- ・公衆浴場
- ・飲食店
- ・サービス業を営む店舗（理美容店、
クリーニング店、銀行、etc...）

★令和5年7月1日以降に
建てられた建物は、補助
の対象となりません

対象者

- ★施設を運営されている方または所有
されている方。
- ★法人・個人を問いません。
- ★市内に居住していない・本社が市外
にあるなどの場合も補助対象です。

期間

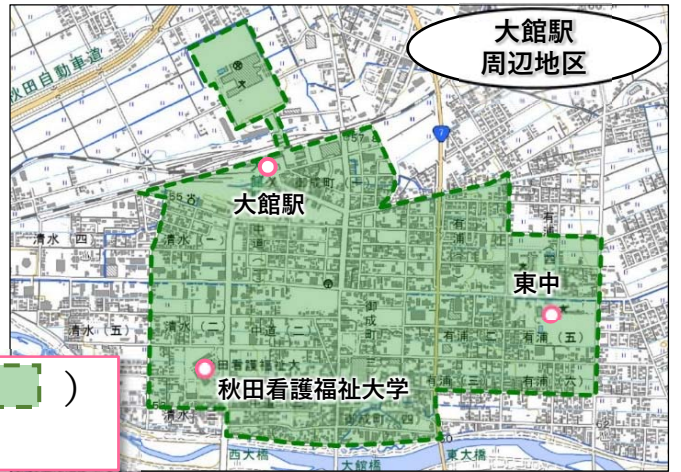
受付：令和5年7月3日（月）から
申請の受付は、予算の状況により途中で締
め切る場合があります。

★令和6年3月20日までに完了すること
（実績報告書の提出）が必要です！

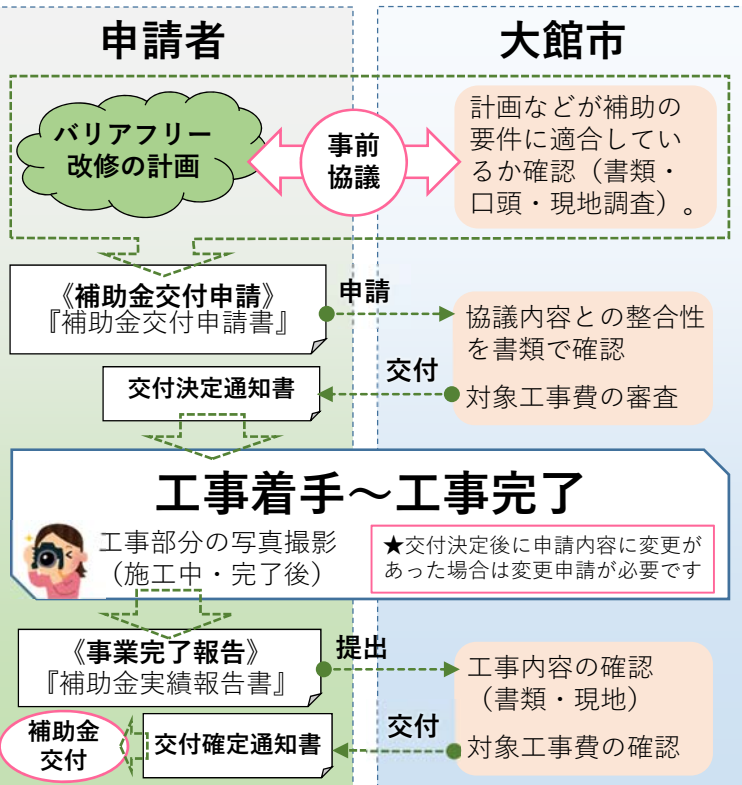
★改修は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省監修）」に基づいてください。
★従業員のみ利用する部分（事務室や作業室など）は補助対象外です。

★補助対象エリアは中心市街地に限定されております。
補助対象エリアやそのほかの詳細については裏面をチェック！





市で定めた移動等円滑化促進地区 ()
が対象エリアです。詳しくは、ご相談ください。



- 事前協議に必要なもの
 - ・施設の位置図や地図
 - ・施設の建築時期がわかる書類
 - ・申請者の事業状況が確認できる書類の写し (確認済証、検査済証、登記事項証明書、固定資産税の課税明細書など)
 - ・改修前後の計画がわかる図面など
 - ・工事の見積書
- 申請時に必要なもの
 - ・申請書 ・着工前の写真
 - ・事前協議の際に提示した書類
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・未納のない証明書 (市発行)
- 完了時に必要なもの
 - ・補助金実績報告書 ・請求書
 - ・完了後の写真
 - ・領収書の写し

設計費も補助対象とする場合や、申請者が施設を所有していない場合などの状況により、他の書類が必要となる場合があります。

- 注意事項**
- ・市と事前協議が必要です。また、工事に着手してからの申請はできません。
 - ・建物が新築の場合は、補助の対象とはなりません。
 - ・備品の設置によるバリアフリー対応は、補助の対象とはなりません。

問合せ 大館市 建設部 都市計画課 建築指導係
大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 (比内総合支所 1階)
☎ : 0186-43-7083 (直通) fax : 0186-55-1018

